

## シラバス作成及び成績評価についてのガイドライン

シラバス作成あたり本学の基本方針についてご説明します。

- ◆ 「代表講師」には、氏名と所属を記入下さい。オムニバスの場合は授業毎の担当講師を記入下さい。
- ◆ 「授業方法」には、講義・演習・実習・実験・実技及び臨床・臨地実習があります。それぞれの科目によって授業形態が異なりますので、該当する授業方法を記載下さい。講義と実技を組み合わせる授業を行うような場合は、主となる授業方法を先に記載下さい（例：講義・実技）。
- ◆ 「授業概要」については、学生が授業の全体を把握できるよう、授業の意義や目的等も分かりやすく記載下さい。
- ◆ 「到達目標」については、授業の終了段階までに、できるようになってほしい行動を、「(学生が) ○○できる」「○○できるようになる」の形式で記載下さい。
- ◆ 「授業内容」には、各回の授業内容やポイントとなる事項を分かりやすく記載下さい。また、授業時間外の学習がある場合には、その内容についても合わせて記載下さい。
- ◆ 「成績評価の方法と基準」には、成績評価の方法と基準を明記して下さい。筆記試験やレポート課題、実技試験など成績評価の方法や成績按分（例：筆記試験 100%、筆記試験 70%・レポート 30%）についても明記して下さい。なお、職業実践専門課程の要件として成績評価の厳格化が求められています。その中で「出席点」等の表記は望ましくないとの方向性が示されており、また、「平常点」に関しては、評価方法なども記載下さい。

臨床実習・臨地実習の成績評価の方法については、学科毎に実施している実習等における企業等（病院・施設等）と協議のうえ評価します。

基準は 60 点以上をもって合格とします。評定等その詳細については、別紙の「2. 成績の評価」「3. 試験」の欄を参照下さい。

- ◆ 「テキスト・教材等」には、使用するテキストや配付資料等について記載下さい。
- ◆ 授業科目（臨床実習・臨地実習を含む）の中には、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に活かしつつ、実践的教育を行っている科目が多くあります。これらの科目においては、「実務経験内容及び授業内容との関連性」の欄に、担当教員における実務経験の概要とともに、担当科目における授業内容との関連性について記載下さい。

本学における「授業の方法・単位」「成績の評価」「試験」「進級」については、【学則】及び【学院細則】で以下のように規定しています。

## 1. 授業の方法・単位

### 【学則】

(授業の方法等)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技及び臨床・臨地実習により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、本学院所定の課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。
- 4 授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 5 時間数には、筆記試験及び実技試験の実施時間を含むことができる。

(単位)

第13条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じて、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、原則として15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、原則として30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、前条（第14条）に規定する成績の評価で合格を得た者について、教職員会議の議を経て行う。

## 2. 成績の評価

### 【学則】

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、授業科目ごとに設けられた「成績評価の方法と基準」をもとに行い、その成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 成績の表記については、合格はA、B及びC、不合格はDの評号をもって表し、その詳細を別に定める。
- 3 授業科目ごとにその授業時数の3分の1以上を欠席した者は、その授業科目の成績の評価を受けることができない。ただし、学院長がやむを得ない理由による欠席であると認めるときは、この規定を適用しない。
- 4 やむを得ない理由で、成績の評価を受けることができなかった者に対し、別途評価を行うことができる。その詳細については別に定める。
- 5 臨床・臨地実習の評価については、出席状況及び学修の成果を勘案してこれを判定する。

### 【学院細則】

(成績の表記)

第22条 学則第14条の規定により、成績の評価は下記のとおりとする。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 80点 ~ 100点  | A |
| (2) 70点 ~ 80点未満 | B |
| (3) 60点 ~ 70点未満 | C |
| (4) 60点未満       | D |

※ 成績評価における客観的な指標については、対象学生の年次と学科によって以下のように設定している。

(1) 履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均を算出する（100点満点で点数化）。

対象学生：理学療法学科・作業療法学科1～4年次生  
臨床工学学科・義肢装具学科1～3年次生  
救急救命学科 2年次生

(2) 履修科目の成績評価を点数化し、前学期及び後学期の科目の平均を算出する（100点満点で点数化）。

対象学生：救急救命学科1年次生

### 3. 試験

#### 【学院細則】

##### (追試験)

- 第8条 学則第14条第4項の規定により、原則として1回追試験を実施する。  
この場合、原則として公的機関もしくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に追試験願を提出し、許可を受けなければならない。
- 2 追試験の評価は、学則第14条第1項の規定による。
  - 3 追試験の受験を希望する者は追試験実施日の前日までに追試験料として3,000円を納入しなければならない。

##### (再試験)

- 第9条 学則第14条第1項の規定により、合格できなかった者に対して、原則として1回、再試験を実施する。
- 2 再試験の評価は、学則第14条第1項の規定によるが、原則として60点以上の点数も60点として評価する。
  - 3 再試験の受験を希望する者は、再試験実施日の前日までに再試験料として、3,000円を納入しなければならない。
  - 4 やむを得ない理由で、再試験を受けることができなかった場合は、原則として公的機関もしくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添付して、学院長に公欠に伴う再試験願を提出し、許可を受けなければならない。

### 4. 進級

#### 【学則】

##### (進級)

- 第24条 学院長は、当該学年の課程を修了したと認められる者を進級させる。
- 2 進級判定の時期及びその基準は、学院長が別にこれを定める。

#### 【学院細則】

##### (進級)

- 第11条 進級資格は、学年平均成績が60点以上であることとする。ただし、学年平均成績が60点以上ありながら1科目以上の授業科目で60点に達しなかった学生の処置については、学科毎に別に定める基準に諸々の教育・指導上の効果等を勘案して教職員会議がこれを決定する。
- 2 前項により進級を認定した者で合格点に達しない授業科目が残されている場合には、次年次内において当該授業科目の領域における補習的教授・指導・課題等により合格点を満たさなければならない。
  - 3 進級にあたっては、当該年度の学費を納入していることとする。